

札幌市フォスタリング事業仕様書

1 目的

養育里親のリクルート及び研修、登録後の支援を一体的に実施し、質の高い里親養育体制を確立するとともに、更なる里親委託の推進を図る。

2 委託業務の内容

(1) 里親リクルート事業

里親制度の広報啓発、里親登録につながる候補者の確保を目的としたリクルート活動等を企画立案し、実施する。実施にあたり、営業職等の専門的な見地を取り入れる。また、委託者の求めに応じ、リクルートした里親登録者のモニタリングを実施し報告する（年間 20 件程度のモニタリングの実施を想定）。

(2) 里親研修事業

ア 新規里親登録研修(1 回あたり 30 人程度の参加を想定)

養育里親登録希望者に対し、平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「養育里親研修制度の運営について」により定められた里親登録に必要な研修を一体的に実施する。

また、委託者の要請に応じて、委託者が実施する里親登録のための家庭訪問調査に同行し、研修受講の評価を踏まえ、里親希望者のアセスメントを実施する。

イ 里親更新研修(受講対象者は 50 人程度の想定)

更新対象の養育里親・養子縁組里親に対して、平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「養育里親研修制度の運営について」、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められた更新研修を一体的に実施する。

ウ レベルアップ研修(1 回あたり 70～80 人程度の参加を想定)

全登録里親を対象に、養育技術の維持・向上を目的とした研修で、外部講師による講義や演習を実施する。

(3) 里親トレーニング事業

ア 未委託里親に対する研修(受講対象者は年間 30～40 人を想定)

未委託里親の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の(ア)～(ウ)について、継続かつ反復して実施する。また、講義を除いて少人数のグループでの実施を原則とする。

- (ア) 演習(事例検討・ロールプレイ)
- (イ) 外部講師による講義の実施
- (ウ) 施設及び既に子どもが委託されている里親宅における養育実習
- イ ステップアップ研修(受講対象者は年間5名程度を想定)
 - 委託された子どもが委託解除となった里親に対し、次の(ア)～(イ)について、委託中の養育の反省点や課題を明確にし、今後の委託へ向けたステップアップを図る研修を実施する。
 - (ア) 里親トレーニング担当職員(以下「里親トレーナー」という。)との個別面談
 - (イ) 必要に応じて講義や事例検討等を実施
- ウ 委託中の里親に対する研修(受講対象者は6人程度の想定)
 - 資格を持つファシリテーターによる、「フォスタリングチェンジ・プログラム」を実施する。なお、事前にプログラム内容等について委託者の確認を得ること。
- (4) 里親委託推進等事業
 - 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、委託者が行う、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を補助する。
- (5) 里親訪問等支援事業
 - ア 里親家庭や養子縁組家庭等を訪問し、専門的及び心理的な視点からのアドバイスや相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。
 - イ 札幌市里親会との共催により、相互交流事業を企画・実施する。
 - ウ 本市の里親支援に関する全体的ニーズ及び里親制度に関する課題を把握し、委託者へ報告する。

3 事業の実施体制

この事業は、里親リクルート担当職員(以下「里親リクルーター」という。)及び心理訪問支援員を各1名以上、里親トレーナーを2名以上配置し、その内1名を統括責任者として児童相談所へ定期的に又は随時に報告しながら実施すること。なお、里親リクルーター及び里親トレーナーの資格条件は以下の(1)～(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (4) 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心

理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者

(5) 委託者が(1)～(4)に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

また、心理訪問支援員の資格条件は以下の(1)～(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

(2) 委託者が(1)に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

4 実施方法

事業の実施に当たっては、平成30年7月6日子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長『「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」について』の内容を踏まえて実施すること。

(1) 里親リクルート事業

ア 養育里親の開拓、里親登録数の地域格差解消を目的とした普及啓発活動を実施すること。

イ 里親リクルートにあたっては、保護を必要とする子どものニーズや特性を理解してもらうとともに、里親の役割や重要性を正しく理解できるよう説明を工夫すること。

ウ 実施にあたっては、委託者と調整の上、普及啓発・リクルート活動の内容及び年間スケジュールを委託契約後30日以内に提出すること。

エ 事業実施にあたり、チラシ等の広報啓発物を作成する場合は、委託者に事前に内容について承諾を得ること。

オ 里親リクルーターは、委託者から要請があった場合は、委託者が主催する里親支援機関との会議等に参加し、事業の進捗状況や内容について説明すること。

カ 受託者は、四半期毎に事業の実施状況及びモニタリング結果について、任意の様式にて委託者に報告すること。

(2) 里親研修事業、里親トレーニング事業

ア 研修の開催頻度は、以下のとおりとする。

2 (2)アの研修は、年3回程度実施すること。

2 (2)イの研修は、更新対象者の参加機会を確保するため、同じ内容の研修を年2回程度実施すること。1回の受講で、更新資格を満たせる内容にすること。

2 (2) ウの研修は、年3回(各回講義・演習合わせて半日程度を想定)程度実施すること。

2 (3) アの研修は、年3回(各回講義・演習合わせて1日、実習で2日を想定)程度実施すること。

2 (3) イの研修は、対象者と調整し、随時実施すること(各回半日程度を想定)。

2 (3) ウの研修は、委託者と調整し、年1回実施すること。

イ 研修講師、研修内容については、事前に委託者と調整の上、決定すること。

ウ 研修の中で演習を行う場合は、研修が効果的になるよう、少人数のグループで実施するなど工夫すること。

エ 参加者に対し、必要な託児を用意すること。

オ 受託者は、委託者から提供のあった対象者リスト(様式1)に基づき、委託者と日程調整の上、研修を実施すること。

カ 受託者は、毎回の研修終了後に様式2の報告書を遅滞なく提出すること。

キ 2 (2) アのアセスメントを実施した場合、様式3の報告書を速やかに提出すること。

ク 里親トレーナーは、委託者から要請があった場合は、委託者が主催する里親支援機関との会議等に参加し、研修に参加した里親等の現況を報告すること。

(3) 里親訪問等支援事業

ア 主に委託中の里親の希望や委託者の指示に応じて、訪問等により心理的な視点からのアドバイスを実施すること。

イ 委託解除後(特別養子縁組成立後の里親等を含む)であっても、委託者が支援の必要があると判断する場合には、訪問等支援の対象とすること。

ウ 受託者は、毎回の訪問等支援後に様式2の報告書を遅滞なく提出すること。

エ 心理訪問支援員は、委託者から要請があった場合は、委託者が主催する里親支援機関との会議等に参加し、訪問した里親等の現況を報告すること。

オ 2 (5) ウについては、令和4年度末までに任意の様式にて委託者に報告すること。

5 費用負担

事業実施に係る講師謝礼、会場費、託児費用、実習に要する費用(実習時の賠償責任保険を含む)は、受託者の負担とする。

6 留意事項

(1) すべての研修は無料とし、受講者から受講料や教材費などは徴収しない。ただし、養育実習で食事を提供する場合及び2 (5) イの相互交流事業を実施する場合

- は、委託者の許可を得て、その実費を参加者に対し請求できるものとする。
- (2) 実習にあたっては、里親の怪我や、里親が法的な賠償責任を負う場合に備え保険に加入するものとする。
 - (3) 研修会場については、多くの希望者が受講できるよう、交通の利便性を考慮すること。また、土日の開催を設定するなど、日程についても配慮すること。
 - (4) 2 (2) 及び 2 (3) の事業について、実施に必要な通知等の発送、取りまとめ、委託者への提出は、委託者の指示に従い受託者が行うこと。
 - (5) 研修に必要な資料等は、受託者が講師と調整して準備すること。受講者に配布する研修資料等の印刷は受託者が行い、その費用は本業務の契約に含むものとし、委託者からは別途支給しない。
 - (6) 会場の設営、準備等は受託者が行うこと。
 - (7) 事業の実施にあたっては、札幌市里親会等の里親支援機関や里親登録者からの意見を聴取すること。
 - (8) 委託費の支払いは、四半期毎の役務内容の検査に合格後、請求に基づき支払うものとする。
 - (9) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に関わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 著作権等

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関

する著作権人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等について、必要事項を報告しなければならない。

札幌市フォスタリング事業受講対象者リスト
(新規里親登録研修)

令和 年 月 日

- 1 対象者
別紙リストのとおり

札幌市フォスタリング事業受講対象者リスト
(里親更新研修)

令和 年 月 日

- 1 対象者
別紙リストのとおり

札幌市フォスタリング事業受講対象者リスト
(レベルアップ研修)

令和 年 月 日

- 1 対象者
別紙リストのとおり

札幌市フォスタリング事業受講対象者リスト
(未委託里親に対する研修)

令和 年 月 日

- 1 対象者
別紙リスト及び里親情報シートのとおり

札幌市フォスタリング事業実施報告書
(新規里親登録研修)

令和 年 月 日

(あて先)札幌市長

実施機関

印

受講人数 _____人

※受講者リストを添付すること

実施日 _____

実施者 _____

実施場所 _____

研修内容 _____

※研修資料を添付すること

受講者の感想 アンケート等を添付すること

札幌市フォスタリング事業実施報告書
(更新研修)

令和 年 月 日

(あて先)札幌市長

実施機関

印

受講人数 _____人

※受講者リストを添付すること

実施日 _____

実施者 _____

実施場所 _____

研修内容 _____

※研修資料を添付すること

受講者の感想 アンケート等を添付すること

<p>札幌市フォスタリング事業実施報告書 (レベルアップ研修)</p>	
(あて先)札幌市長	令和 年 月 日 実施機関 印
受講人数	_____人 ※受講者リストを添付すること
実施日	_____
実施者	_____
実施場所	_____
研修テーマ	_____
	※研修資料を添付すること
研修の効果	_____ _____ _____ _____
受講者の感想	アンケート等を添付すること
里親トレーナーの評価等	

※この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる

<p>札幌市フォスタリング事業実施報告書 (未委託里親に対する研修)</p>	
(あて先)札幌市長	令和 年 月 日
	実施機関
	印
受講者氏名	里父： _____ 里母： _____
受講年月日	_____
実施者	_____
実施場所	_____
研修内容(研修資料を添付すること)	
成果・課題	
改善策・向上策	
受講者の委託に係る意向について	
里親トレーナーの評価等(委託の可否や子どもとのマッチングについて)	

※この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる

<p>札幌市フォスタリング事業実施報告書 (ステップアップ研修)</p>	
(あて先)札幌市長	令和 年 月 日
	実施機関
	印
受講者氏名	里父： _____ 里母： _____
受講年月日	_____
実施者	_____
実施場所	_____
研修内容(研修資料を添付すること)	
成果・課題	
改善策・向上策	
受講者の委託に係る意向について	
里親トレーナーの評価等(委託の可否や子どもとのマッチングについて)	

※この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる

札幌市フォスタリング事業実施報告書
(里親訪問等支援事業)

令和 年 月 日

(あて先)札幌市長

実施機関

印

里親氏名 里父： _____ 里母： _____

支援年月日 _____

実施者 _____

実施場所 _____

【内容】

【対応】

札幌市フォスタリング事業実施報告書
(アセスメント情報シート)

令和 年 月 日

(あて先)札幌市長

実施機関

印

受講者氏名 里父希望者： 里母希望者：
研修修了日 _____

【研修修了にかかる評価】

【里親希望者のアセスメント】

- ①社会的養護を必要とする子どもやその実親に対する適切な理解があり、誤解や偏見はないか。
- ②子どもと実親等との関係を尊重することが求められることについて理解があるか。
- ③多様な文化や価値観を受け入れる寛容度はあるか。
- ④里親委託が公的な養育であることについての理解があるか。
- ⑤精神的な安定感があるか。適切なストレス対処行動がとれるか。
- ⑥自己評価が適切にできているか。
- ⑦家族、親族及び友人との人間関係が適切に構築できているか。これらの者の理解やサポートが得られるか。
- ⑧養育チームを組むために必要なコミュニケーション力があり、困ったときに助けを求めることができそうか。

【全体的考察】